

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

とちぎメディカルセンター訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認（オンライン資格確認）により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

（令和8年6月1日より算定開始）

- ◇ 算定内容            訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回に限り 50 円
  
- ◇ 対象者             医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方
  
- ◇ 施設基準           1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。  
2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行っていること。  
（健康保険法第3条第13項）  
3) 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。  
4) 以上の掲示事項についてウェブサイト（当サイト）に掲載していること。
  
- ◇ 資格情報の提供について  
資格情報の提供はご利用されるご本人様及び代理人様の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

医療 DX を通じた質の高い医療提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション  
管理者 秋山 初江